平成２６年（フ）第１２６４号
福岡市南区花畑１丁目42番14号
破産者　岸本賢二郎
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９７１号
福岡県糟屋郡宇美町宇美６丁目13番11号　プルミエ21Ａ―201号
破産者　松山　　昇
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６０号
群馬県館林市足次町1153番地の５　レオパレスエトワール鈴木―107、前住所東京都大田区蒲田５丁目８番２―202号
破産者　青木　　司
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１１０６号
福岡県糟屋郡須恵町大字新原274番地23　エスポワールⅠ番館102号
破産者　西隈　　亮
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１０７号
福岡県糟屋郡須恵町大字新原274番地23　エスポワールⅠ番館102号
破産者　西隈　博美（旧姓田中）
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２１９号
福岡県太宰府市宰府１丁目３番17―202号
破産者　岡本　康裕
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３６２号
札幌市西区八軒１条東２丁目２番35―408号
破産者　江積　正行
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４５８号
札幌市中央区北１条西18丁目２番地
破産者　竹内　宏二
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５０９号
札幌市中央区北１条西22丁目３番３―804号
破産者　飯沼　利明
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０１号
埼玉県吉川市大字鹿見塚52番地１
破産者　小沢　潤一
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３３５号
埼玉県越谷市大字袋山1513番地１　サミーコート越谷406
破産者　渡邊　健次
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３３７号
埼玉県三郷市彦成２丁目71番地３
破産者　堂元　潤一
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３４７号
埼玉県草加市氷川町1818番地　マイキャッスル氷川206号
破産者　吉澤　裕子
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
兵庫県神崎郡市川町澤80番地
破産者　仲田　吉光
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１５７号
兵庫県姫路市大津区平松283番地
破産者　井上千津子
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３４５号
兵庫県加古川市志方町永室299番地の６、開始決定時の住所兵庫県加古川市志方町上冨木120番地の255
破産者　入江三千男
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１３１６号
福岡市早良区内野３丁目４番４―301号
破産者　小林　芳喜（旧姓讃井）
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９８１号
鹿児島市春山町400番地12、開始決定時の住所福岡市東区東浜１丁目５番６―504号
破産者　瀬崎紀代子
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０２０号
福岡市博多区那珂４丁目19番８―611号
破産者　王丸　美代
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部